



答 申 第 6 2 9 号
平成 29 年 2 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成29年2月23日付け
神戸参区第2165号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

都市空間のあり方検討における住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神戸市域における長期的な視野に立った都市空間のあり方について検討するにあたり、市内高齢者世帯の分布状況を把握するために、市民参画推進局参画推進部区政振興課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、持続可能なまちづくり施策の立案に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

都市空間のあり方検討における住民基本台帳情報の提供について
(条例第9号「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳】

人口分布を効率的かつ正確に把握するために必要な下記情報：

住民基本台帳に登載されている、65歳以上の人を世帯に含むすべての人（外国人も含む）の下記データ

- ・住所（方書含む）
- ・生年月日
- ・性別
- ・世帯番号